

災害対策基本法の一部改正等を踏まえた

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針(令和2年7月改訂)(令和3年3月一部改訂)」の一部改訂について

1 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針の作成経緯

平成24年3月 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」作成
令和2年7月 東日本大震災後の法・制度改正や近年発生した災害から得られた教訓等を踏まえ改訂
令和3年3月 新型コロナウイルス感染症の感染対策を反映し一部改訂

本指針は、区市町村等の関係機関及び関係者が災害時に人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう、人工呼吸器使用者の把握並びに平常時からの準備及び発災時の支援方法について示したもの

2 「災害対策基本法の一部を改正する法律」等について

令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下で、避難情報や高齢者等の避難について検討が行われ、避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保等に関する報告書が取りまとめられた。

令和3年度5月10日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、5月20日に施行された。法改正により、関連する指針やガイドラインも改定された。

- ・ 災害対策基本法の一部を改正する法律 令和3年5月10日公布、5月20日施行
「災害対策基本法の一部を改正する法律」の概要については、別紙1参照
- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当) 別紙2参照
- ・ 避難情報に関するガイドライン 令和3年5月 内閣府(防災担当)

3 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針への反映の考え方

法等の内容を踏まえ、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（以下「指針」という。）の一部改訂を行う。

① 避難勧告・避難指示の一本化

⇒風水害時の対応については、現行の指針においても、早目の避難準備・避難開始を促す内容となっているが、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」による新たな避難情報の変更に伴い、避難情報の名称や文言の整理を行う。

② 個別避難計画の作成(区市町村の努力義務)

⇒現行の指針では、既に計画の作成を区市町村が取り組むべき事項として位置づけているが、今回の法改正により、個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となったことを追記するとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」の改定のポイントを踏まえ、追加が必要と考える事項を反映。

【追記が必要と考えられる事項】

- ・ 個別避難計画の作成は、災害対策基本法において、区市町村の努力義務となったこと
- ・ 個別避難計画の作成、避難支援関係者等への情報提供などについて、避難行動要支援者に説明し、同意を得ること
- ・ 地域における支援者に関する事項
- ・ 個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではないこと
- ・ 個別避難計画情報を共有する関係者（避難先となる施設の管理者等）
- ・ 個別避難計画情報等の共有方法

【その他、内容の更新(国の示す取組指針やガイドライン等により、文言・情報整理、資料の差替、データの時点更新)】

- ・ 個別計画 ⇒ 個別避難計画
- ・ 避難情報や気象情報の表示名やURL

※修正した主なページ【塗りつぶし部分】

第1章・・・P3、4、5 第2章・・・P16、17、19、25、27 第4章・・・P37
在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画（資料3）・・・P43、44、50
在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画作成の手引（資料4）・・・P58、65、66
新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点（資料5）・・・P68-2
避難情報と防災気象情報の一覧表（参考資料7）・・・P81

施行日：令和3年5月20日

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート

・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%

・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

※避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%

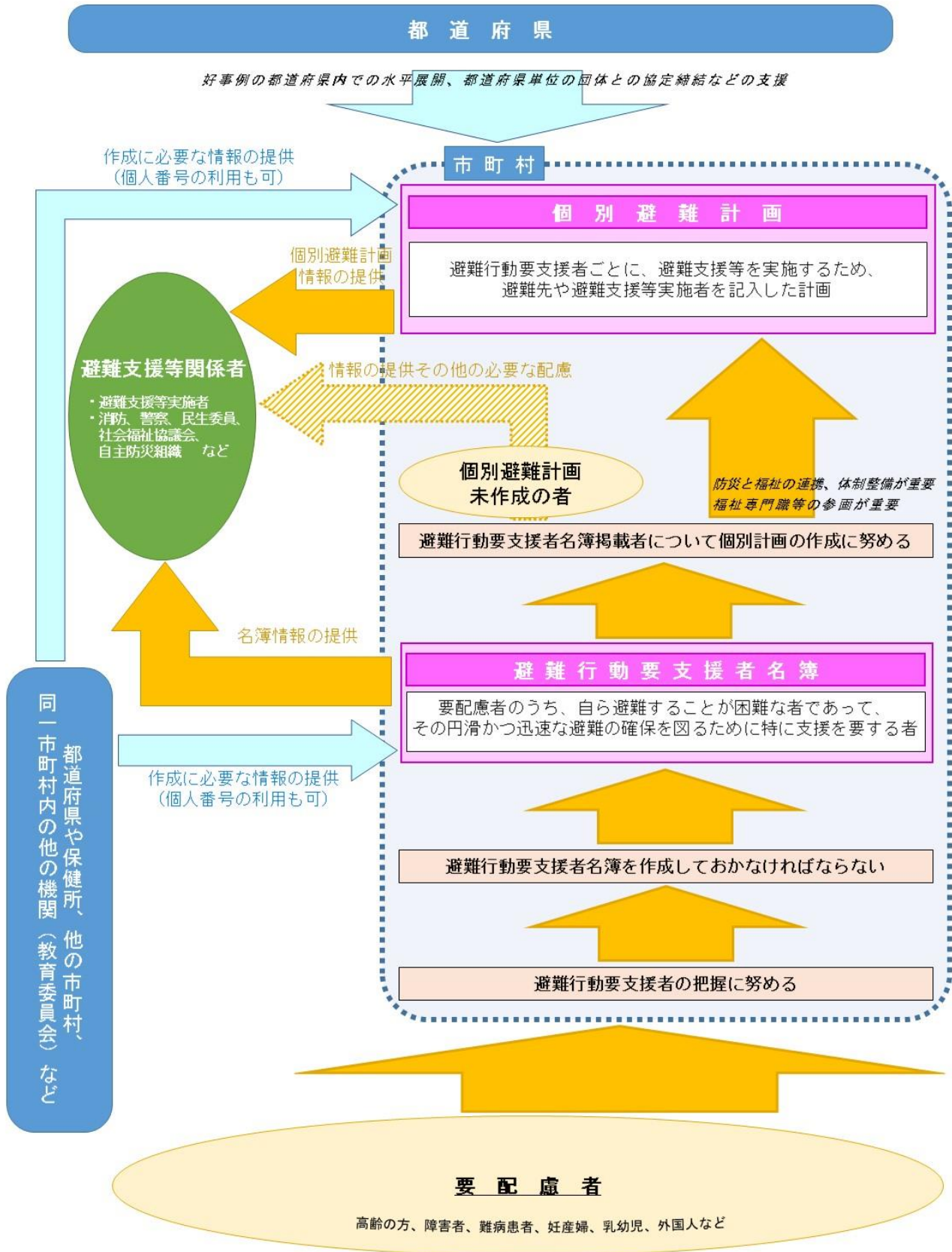


避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用

名簿・個別避難計画に基づく避難支援等の法令上の全体構成



個別避難計画作成のより詳しい段取りイメージ（例）

別紙 2 ②

- ・作成の優先度が高いと判断⇒「市町村が支援し個別避難計画作成」する場合
- ・避難行動要支援者名簿の外部提供に同意している又は条例に特別の定めがある場合

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画作成

【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画作成・活用方針の検討

推進体制については、以下のような者の参加が考えられる

（**庁内**:防災・消防等、福祉・保健・医療等 **庁外**:社協、福祉事業者、医療関係者等）

【Step2】 計画策定の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

・計画策定の優先度を検討する

① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）

- ・河川：浸水想定区域など「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に応じ設定
- ・海岸・河川：津波災害特別警戒区域など
- ・傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等

② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

- ・重度の要介護や障がいのある者等、人工呼吸器使用者、自力での判断や避難が困難な者

③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義(目的、制度概要、作成の必要性等)や事例を説明

【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義、事例説明

- ・関係者への説明が望ましい、また、研修を実施することも考えられる
- ・個別避難計画は「避難支援等関係者に平時から／災害時にも提供できる」ことを説明する

【Step5】 市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

- ・避難行動要支援者名簿等に基づき必要な基礎情報を確認する
- ・避難支援等実施者の候補者に協力を打診する
- ・避難先候補施設の管理者等に避難の受入れが可能かどうか確認する

【Step6】 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

- ・市町村や都道府県等が保有する情報を基に、個別避難計画に必要な情報を記入する
- ・避難行動要支援者に制度の概要や記載事項等を説明し、計画作成に同意か確認する
- ・避難行動要支援者本人の意向を確認する：「避難先」や「避難支援等実施者」等について
- ・避難行動要支援者に個別避難計画情報の平常時の外部提供について同意か確認する*
- ・避難行動要支援者に個別避難計画（素案）の訂正、追記等を依頼する（※ 条例に特別の定めがない場合）
- ・福祉や医療関係者等*が当事者と避難についての対話、意見交換する ※ 自主防災組織や福祉専門職
- ・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい など関係者の参画が望ましい
- ・本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- ・本人の意向を踏まえ、地域の関係者や施設管理者等と調整や検討を行う
- ・必要事項を記入した個別避難計画を本人に確認してもらう
- ・個別避難計画の作成完了

【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- ・避難支援等関係者に個別避難計画情報（避難支援等実施者・避難先等）を提供する
- ・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施
- ・自主防災組織や福祉専門職など関係者と連携した取組が期待される

上記のステップは先行自治体を参考に作成。今後のモデル事業を基に改訂の可能性あり